

みどり荘訪問看護ステーション 運営規定

医療訪問看護・訪問看護・予防訪問看護

<事業の目的>

第1条 在宅で療養中の要介護者・要支援者に対し、医学的管理下において訪問看護を実施し、家庭における療養者の生活の質の向上と、日常生活動作能力の維持回復を目指すとともに、療養生活を支援し総合的なケアを実施することを目的とする。

<運営の方針>

第2条 訪問看護事業（予防訪問看護事業を含む）の円滑な実施を図るため、地域との結びつきを重視し、市町村および他の保健、医療、福祉サービス機関等と密接な連携に努めるものとする。

<事業者の名称及び所在地>

第3条 1. 名称 みどり荘訪問看護ステーション
2. 所在地 鮎江市中野町6-1-1
斎藤病院内

<職員の職種、員数、及び職務内容>

第4条 1. 管理者 1人 保健師または看護師（士）
管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みによる調整や業務の実地状況の把握その他管理を行う。
2. 看護師等 保健師または看護師（士）管理者と兼務
准看護師
計2. 5名以上
3. 理学療法士または作業療法士 若干名
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し指定訪問看護の提供にあたる。

<営業日及び営業時間>

第5条 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。
1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし国民の祝日、12月31日から1月3日は休日とする。
2. 営業時間 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡・対応が可能な体制とする。

<職務の内容>

第6条 職務の内容は、次の通りとする。
1. 病状、障害の観察
2. 清拭、洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション

6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. カテーテル等の管理
9. 療養生活や介護方法の指導
10. その他医師の指示による医療処置

<利用料>

第7条 利用料は、次の通りとする。

1. 介護保険利用者

利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、法廷代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載している負担割合とする。

※法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合は、実費とする。

2. 医療保険利用者

医療療養費の自己負担額とする。

<通常の事業の実施地域>

第8条 通常の事業の実施地域は鯖江市、越前市とする。

<秘密保持>

第9条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

イ) 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

ロ) 医師又は居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

<苦情処理>

第10条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付け窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。

イ) 提供するサービスに関して、市町からの文書の提出・提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。

ロ) サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

<事故発生時の対応>

第11条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、家族、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

イ) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速や

かに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

＜身体拘束＞

第12条 当事業所は、身体拘束を原則行わない。但し、利用者の生命または身体拘束を保護する為に緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、本人または家族同意のもと、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

＜虐待防止に関する事項＞

第13条 当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

＜緊急時の対応＞

第14条 職員は訪問看護を行っているとき、利用者に病状の変化急変等が生じた場合には、速やかに主治医に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

＜業務継続計画の策定＞

第15 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスを継続的に提供できるよう、「業務継続計画」策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

＜その他運営についての留意事項＞

第16条 職員の研修

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| (2) 継続研修 | 年2回以上
訪問看護協会主催 |

2. 居宅介護支援事業者との連携

訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスや福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

一部改定 平成15年 4月 1日

一部改定 平成18年 4月 1日

一部改定 平成26年10月 1日

一部改定 令和 3年 4月 1日

一部改訂 令和 5年 3月31日

一部改訂 令和 6年 6月 1日